

復活に向けて動き始めた「エコカー補助金」(日本)

1. 「エコカー補助金」とは？

燃費や排ガス性能が一定基準を満たすエコカー(環境対応車)を購入すると、政府から補助金が交付される制度です。環境対策と景気対策の両方を目的に、平成21年(2009年)4月から平成22年(2010年)9月まで実施されました。1台当たりの交付額は、乗用車が5～25万円、トラック・バスが20～180万円程度です。

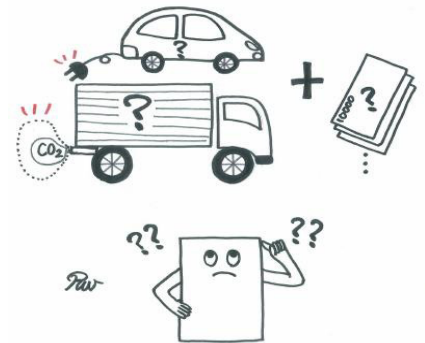
2. 最近の動向

政府は、年内に閣議決定、そして1月の通常国会の冒頭で成立を目指す2011年度の「第4次補正予算案」の中に、「エコカー補助金」を盛り込む方針です。

「エコカー補助金」については、今月10日に閣議決定した2012年度「税制改正大綱」に関する議論のなかで導入案が浮上しました。

そして、「第4次補正予算案」の規模、約2兆5,000億円のうち、3,000億円程度を「エコカー補助金」に用いる方針です。

政府は現在、補助金の対象となる車種や支給額などの最終的な詰めを急いでいます。



3. 今後の展開

ここにきて動き始めた「エコカー補助金」で、気になるのは、いつ頃から復活するのかということです。

通常のスケジュールで進めば、1月の通常国会で成立後、翌月の2月あるいは翌々月の3月からのスタートになります。しかし、そうなると、今月と来月は「エコカー補助金」の開始を待つ消費者が増えることになります。つまり、「買い控え」が生じることになるのです。

こうした「買い控え」を避けるため、政府は今月12月までさかのぼって補助金を支給することを検討しています。具体的には、今回の補正予算案が閣議決定される来週半ば以降になることが予想されます。

前回の「エコカー補助金」は、補助金総額約6,000億円、約450万台のエコカーが適用対象となりました。リーマン・ショック直後の国内景気の悪化を下支えすると同時に、今では街中でよく見かけるエコカーも、この制度のスタートをきっかけとして、急速に普及しました。

環境にも経済活動にも優しい「エコカー補助金」。今年度の政策の切り札として、大いに力を発揮することを期待したいと思います。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年12月05日【キーワード No.721】2011年度「第4次補正予算案」の行方(日本)

2011年11月25日【デイリー No.1,150】最近の指標から見る日本経済(2011年10月)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております(当資料作成基準日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社